

福移学園への

新入学、転入学を

検討、希望されている皆様へ



本校は、令和5年度より、
「札幌市立義務教育学校福移学園」となりました。
また、本校は、
札幌市内に4校ある「小規模特認校」の1校です。
新入学、転入学のためには、
理由や通学等に関する条件があり、
事前の個別の学校見学や面談、
関係書類の作成、提出が必要となります。
以下の資料をご覧ください、
ご不明な点や見学の希望等がございましたら、
学校まで電話でご連絡ください。

札幌市立義務教育学校福移学園

〒007-0890 札幌市東区中沼町240番地

TEL 791-4212

令和8年度の新入学と転入学、令和7年度中の転入学について

I. はじめに

1. 令和8年度の新入学・転入学

(1) 対象

- ① 新入学…令和8年度に新1年生となるお子さま
- ② 転入学…現在、小学校1年生から中学校1年生の児童・生徒

(2) 新入学・転入学の時期

令和8年4月

2. 令和7年度中の転入学

(1) 対象

現在、小学校1年生から中学校2年生の児童・生徒

(2) 転入学の時期

随時



3. 入学、転入学の条件、申請の手続き等について

入学、転入学には、一定の条件があり、事前の学校個別見学や面談（お子さまと保護者同伴）、関係書類の作成、提出が必要となります。詳細につきましては、次ページ以降の資料でご確認ください。

4. 留意点

- (1) 特認入学の条件から、1年以上の通年通学の場合に限るとなっているため、9年生（中学3年生）での転入学は認められておりません。
- (2) 福移学園では、6年生の卒業証書授与式、7年生（中学1年生）の入学式は実施しません。（7年生の4月から通学する場合も転入学の扱いとなります。）
- (3) お電話での受付や学校個別見学の期間につきましては、9、10ページでご確認ください。
- (4) 新入学、転入学の手続きには、学校個別見学、必要書類の準備、校長面談等、ある程度の日数を要します。所定の期間、期日に間に合うよう、余裕をもってご検討ください。



Ⅱ. 札幌市小中一貫した教育基本方針と義務教育学校設置方針

(札幌市教育委員会ホームページより一部抜粋)

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/shouchuurenkei.html>

札幌市小中一貫した教育基本方針【概要版】

第1章 方針策定の背景及び目的

方針策定の背景

- 教育基本法の改正（H18）学校教育法の改正（H19）による小学校・中学校を通じた義務教育9年間の教育の目的・目標の新設
- 学習指導要領（H19）総則「学校段階間の接続」の新設
- 札幌市教育アクションプラン（後期）基本施策への「一貫性・連続性のある教育活動の充実」の位置付け
- 小中連携教育が広がっているものの、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」の実現に向けては、更なる工夫が必要

自立した札幌人

- 未来に向かって 創造的に考え、主体的に行動する人
- 心豊かで、自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人
- ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

方針策定の目的

国の動向や、これまで実施してきた札幌市の小中連携の成果と課題を踏まえ、札幌にふさわしい小学校と中学校9年間の小中一貫した教育の基本的な考えを示す。

第3章 「小中一貫した教育」の推進体制

パートナー校による推進体制の構築

- 中学校区を基本単位とした、中学校とその中学校に進学する小学校からなる一つのまとまりである**パートナー校**を編成し、それぞれで創意工夫を発揮しながら「小中一貫した教育」に取り組み、
- パートナー校の小中学校全ての教職員が小中一貫して子どもたちを育てようという理念を共有して、協働的に推進する。

第5章 パートナー校における「小中一貫した教育」の評価・検証

札幌市ならではの地域の多様性に応じた「小中一貫した教育」の充実・発展のためには、パートナー校でのPDCAサイクルを意識した取組が必要である。

- 1 札幌市全体の共通指標の活用**
パートナー校同士での、アンケート結果の共有・分析による地域の子どもの実態や学校段階による子どもの変化の把握
- 2 学校評価の活用**
(1) 学校評価における自己評価の活用
(2) 学校関係者評価委員会の活用

第4章 パートナー校での「小中一貫した教育」の推進

札幌市全体で進める小中一貫した教育

- これまで大切にしてきた教育や課題を踏まえて子どもの資質・能力を系統的に育むため、全市共通で「**二つの柱**」に焦点化する。
- 小・中学校が共に、この「**二つの柱**」に取り組むことで、教師の指導と支援が充実し、子どもの資質・能力を、より一層、系統的に育むことができる。

第6章 「小中一貫した教育」実施のスケジュール

「小中一貫した教育」全面実施に向けて

- パートナー校が協働体制を構築し、重点や具体的な取組を定めて教育活動として実施するまでには、一定の準備期間が必要。
- パートナー校においては、目標設定や、目標に応じたこれまでの教育活動の捉え直し、持続可能な協働体制の整備、管理職・実務担当者会議や合同研修会の開催等、できる取組から順次進める。
- これまでの小中連携の取組や、既にやっている9年間を見通した教育活動などについては、「小中一貫した教育」の準備期間にも引き続き、取組を進める。

令和4年度から全ての市立小中学校で「小中一貫した教育」を実施

R2	R3	R4
パートナー校による「小中一貫した教育」実施準備	パートナー校による「小中一貫した教育」実施準備	小中一貫した教育の全面実施

第2章 札幌市が目指す小中一貫した教育

■札幌市では、各学校段階において目指す子どもの姿を掲げ、「知・徳・体の調和のとれた育ち」を目指しているが、小学校と中学校が、互いの教育活動を十分理解し合うことに課題。

知・徳・体の調和のとれた育ち

学びの育成 豊かな心の育成 健やかな体の育成

■小学校、中学校の教職員が互いの教育課程や日常の学習指導、生徒指導等を相互に理解し合うことで、9年間の系統性・連続性のある教育を実現し、子どもの知・徳・体の調和のとれた育ちの一層の充実を図ることを目的に、**全ての市立小中学校で「小中一貫した教育」を実施する。**

札幌市の「小中一貫した教育」の目的

「自立した札幌人」の実現に向け、義務教育段階において「知・徳・体の調和のとれた育ち」の一層の充実を図る

札幌市の「小中一貫した教育」推進の四つの視点

- 1 9年間を通じた子どもの学びのつながり
- 2 子ども理解・生徒指導の連続性
- 3 教職員の連携・協働
- 4 家庭や地域との関わり

第7章 札幌市における「小中一貫校」設置の検討

札幌市においては、小学校と中学校の校区が概ね一致していること、子どもが校種を超えて、いつでも交流できること、教職員が話し合いや計画づくりなどを日常的に一緒に進めることなどの環境が整っている地域において設置を検討する。

令和3年3月 札幌市教育委員会

令和3年3月 札幌市教育委員会

■ 札幌市における義務教育学校の設置方針

1 札幌市における小中一貫した教育と小中一貫校の設置の考え方について

- (1) 札幌市における小中一貫した教育
- 教育基本法計画（改定版）平成31年2月
基本施策1-6 一貫性・連続性のある教育活動の充実
子どもの資質・能力を確実に育むため、幼児期からの一貫性・連続性のある教育活動を充実させます。
- ア モデル研究の実施
平成28年度から義務教育9年間を見越して小中学校間で目指す子ども像や課題を共有し、「自立した札幌人」の育成が一層進められるよう小中一貫した教育の実施に向けて研究を実施。
- イ 小中一貫した教育の在り方検討委員会
平成30年度から外部有識者を含めた在り方検討委員会を開催し、札幌市が目指す小中一貫教育の在り方について検討。
- ウ 基本方針の策定
令和2年2月に全市立小中学校への導入に向けて、「札幌市小中一貫した教育基本方針」を策定。
- エ パートナー校の編成、コーディネーターの配置
令和2年度から、一つの中学校とその中学校に進学する小学校からなる「パートナー校」を推進の基本単位とし、推進役となる「コーディネーター」を3年間で全校に配置。

札幌市の小中一貫した教育の目的

「自立した札幌人」の育成に向け、義務教育段階において、「知・徳・体の調和のとれた育ち」の一層の充実を図る
※ 既存の小中学校の教育を主とし、全ての市立小中学校で行う

札幌市の小中一貫した教育推進の視点

- 1 9年間を通じた子どもの学びのつながり
- 2 子ども理解・生徒指導の連続性
- 3 教職員の連携・協働
- 4 家庭や地域との関わり

① 課題探究的な学習の推進【全市共通】
② 9年間を見通した教育課程の編成・見直し
③ 目指す子ども像の共有
④ 12種類の充実

① 子どもの情報共有
② 指導上の重点の相互理解
③ 発達段階に応じた継続的な子ども理解【全市共通】

① 相互理解による指導力の向上
② 信頼的な連携体制の構築
③ 合同研修会の実施

① 外部との連携
② 地域での教育力の活用
③ 地域とともにある学校づくり

- (2) 札幌市が進める小中一貫教育における小中一貫校設置の考え方（基本方針第7章）
(平成28年度に)制度化された「小中一貫校」については、以下の環境などが整っている地域で設置を検討する。
- 小学校と中学校の校区が概ね一致していること
 - 子どもが校種を超えて、いつでも交流できること
 - 教職員が話し合いや計画づくりなどを日常的に一緒に進めること
- ※ 「小中一貫校」を設置する場合においても、他のパートナー校と同じように本基本方針に基づいた「小中一貫した教育」を進めることにより、市内の他の小中学校と学びの格差が生じようとするのを防ぐことが無いう公平性を確保する。

3 義務教育学校の設置方針等について

- (1) 札幌市における義務教育学校の設置について
- 「小中一貫校」においては、9年間を見通した系統的な学びや小中教職員が相互に乗り入れて指導を実施することができる。このような小中教職員の協働による様々な取組例を蓄積し、市内のパートナー校にフィードバックしていくことで、札幌市の小中一貫した教育の更なる推進に繋げていくことが可能と考える。
 - 「小中一貫校」の設置形態については、「併設型」と「義務教育学校」を比較した場合、一つの学校として運営する義務教育学校の方が、札幌市の小中一貫した教育で推進する4つの視点について、より取り組みやすい。



⇒ 札幌市において義務教育学校を設置することで、札幌市全体の小中一貫した教育の更なる推進を図ることができる。

- (2) 義務教育学校の設置に係る配慮事項
義務教育学校の設置・運営にあたり、次のとおり配慮する。
- | 配慮事項 | 理由 |
|-------------------------|---|
| 校舎及び職員室の一体整備を前提とする。 | ・子どもが校種を超えていつでも交流でき、過度な労力や時間をかけることなく、教職員の話し合いや計画づくりを日常的に行うことができる。 |
| 小中学校間の指導内容の入替え・移行を行わない。 | ・他の小中学校からの転入があった場合の学習内容の欠落や適応への懸念に配慮する。
・当該取組については、他の市立小中学校への普及が困難である。 |

- (3) 札幌市における義務教育学校の設置方針について
以上を踏まえ、札幌市においては、次の考え方で義務教育学校を設置する。
- ◆ 通学区域が概ね小中同一校区で、小中一体の校舎である、または小中一体の校舎整備を行う場合は、義務教育学校として設置する。
 - ◆ 義務教育学校においては、小中一貫した教育のモデルとなる取組を進め、他の市立小中学校に成果を伝えることを通じて、札幌市全体で基本方針に基づいた「小中一貫した教育」を推進する。なお、設置者の判断となっている事項のうち、小中学校間の指導内容の入替え・移行については行わない。

Ⅲ. 小規模特認校制度

1. 小規模特認校の趣旨と目的（札幌市教育委員会ホームページ・特認校のしおりで規程）

本市の辺縁部に位置し、自然環境に恵まれた小規模の小学校や義務教育学校で、心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件のもとで、これを認めるものです。

2. 特認入学の考え方（札幌市教育委員会ホームページ・特認校のしおりで規程）

小規模校に対する入学は、保護者が上記の趣旨と目的に従い、真に小規模校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合にのみ特別に認められるものであって、本来就学すべき学校の変更を目的に認めるものではありません。

また、特認入学は、通学や生活指導上の条件などが付された札幌市教育委員会が指定する学校に限られます。

3. 定員（札幌市教育委員会ホームページ・特認校のしおりで規程）

1年生から9年生まで各20人

（入学希望者が定員を超えた場合は、公開抽選となります。）

4. 留意点

特認入学は、児童・生徒の新入学、転入学が適当かどうか、上記の制度の趣旨や目的に沿ったものであるかどうかを面談等で判断されます。

以下の例のように、新入学、転入学の希望理由が、本来の小規模特認校制度の趣旨や目的、また、札幌市小中一貫した教育基本方針や義務教育学校設置方針に沿わないと判断される場合は、新入学、転入学が認められない場合がございますので、ご了承ください。

例

- お子さま本人が本校への新入学、転入学を希望していないと判断される場合
- お子さまの心身の状況等により、自力での継続的な通学が困難であると判断される場合
- お子さまが現在在籍している園、学校での出席状況や学習、生活状況から、新入学、転入学が本人にとって過度な負担となると判断される場合



IV. 入学の条件

1. 申請の手続き（事前の学校見学や校長面談等）

（1）保護者の申請（札幌市教育委員会ホームページ・特認校のしおりで規程）

特認入学を希望する場合、入学が適当かどうか、制度の趣旨に沿ったものであるかどうかなどを面談のうえ判断します。保護者は必ず児童・生徒同伴のうえ、希望先の学校に次の書類を提出してください。

- ・教育委員会への「指定変更願」の申請書（学校にあります。）

（2）申請の流れ

- ① 福移学園に電話し、新入学、転入学の検討をしている旨を伝え、学校見学の日程を調整、決定
- ② 所定の期間内で、お子さまと保護者が来校して学校個別見学（1時間～1時間半程度）
- ③ 福移学園に電話し、学校見学をふまえ、新入学、転入学を正式に希望し、申請する旨を伝え、書類受取のための日程を調整、決定
- ④ 保護者が来校し、所定の書類を受取
- ⑤ 保護者が来校し、所定の期日までに、所定の書類を福移学園に提出
- ⑥ 校長面談の日程を調整、決定
- ⑦ お子さまと保護者（原則、ご両親）が来校し、校長と面談
- ⑧ 福移学園から新入学、転入学の可否を保護者に通知
- ⑨ 新入学の場合は、入学説明会（2月上旬）に参会、転入学の場合は、随時転入手続き

※ 事前に学校ホームページで入学条件等についてご確認ください。

※ 具体的な所定の期間や要領、関係書類等についての詳細は 9、10ページをご覧ください。



2. 通学上の条件

(1) 通学時間（札幌市教育委員会ホームページ・特認校のしおりで規程）

- ① 自宅から学校までの片道の通学時間は、
 - ・ **小学校低学年**（1年生から3年生）は、おおむね **40分以内**
 - ・ **小学校高学年**（4年生から6年生）は、おおむね **60分以内**
 - ・ 義務教育学校福移学園の7年生以上については、通学可能な範囲
- ② 通学時間には、バス・地下鉄などの公共交通機関を利用して通学する場合の所要時間および徒歩による乗り継ぎに要する時間を含みます。また、時間には、通勤・通学のラッシュ時、積雪寒冷期も考慮してください。
- ③ **保護者の送り迎えは、原則として禁止**します。

(2) 補足事項

- ① お子さまが所定の時間内に自力で安全に通学ができることが、第一の条件となります。
- ② 朝は、8：30から朝読書の時間が始まりますので、児童・生徒はこの時間に間に合うように登校します。
- ③ 最寄りのバス停から学校まで、徒歩で10分程度かかります。
- ④ スマートフォンやパソコンのアプリ等を活用して、ご自宅から福移学園までのルート、所要時間について事前にご確認ください。
- ⑤ 現在、多くの児童生徒が登校時に利用しているのは
【東69 北札苗線 地下鉄環状通東駅 発 あいの里教育大駅 行き】
【東69 北札苗線 あいの里教育大駅 発 地下鉄環状通東駅 行き】 のバスです。
また、あいの里教育大駅まで、JR学園都市線を利用（あいの里教育大駅からバスに乗り継ぎ）している児童・生徒もいます。
- ⑥ 下校時のバスの時刻（学校の最寄りのバス停「福移学園」）は

あいの里教育大駅 方面	4時間授業時	→	13：51	頃
	5時間授業時	→	14：51	頃
	6時間授業時	→	15：56	頃
地下鉄環状通東駅 方面	4時間授業時	→	13：27	頃
	5時間授業時	→	14：37	頃
	6時間授業時	→	15：37	頃

※ 後期課程は、6時間授業で完全下校以外の日、放課後活動がある日は、さらに後のバスになります。
- ⑦ 利用が予想されるバス停、駅の時刻表については、それぞれご確認ください。
- ⑧ 通学定期は、身分証明書（学校が4月に発行）を提示して各ご家庭で購入していただきます。就学援助、生活保護対象のご家庭は、定期代が補助される場合があります。
- ⑨ 冬期間は、バスやJRの運行が大幅に遅延、または運休となる場合もあります。
- ⑩ 悪天候時や緊急時は、発達段階に応じて、自分で適切に状況を判断し行動することが求められます。
- ⑪ 本来校区の学校に通学するよりも、登下校に時間を要することになるため、早く起床、就寝をしなければならないことも予想されます。お子さまの心身の状況に応じて、過度な負担とならないよう慎重にご検討ください。

3. 保護者の協力

(1) 保護者の協力（札幌市教育委員会ホームページ・特認校のしおりで規程）

児童・生徒が正規の通学区域を超えて通学することから、登下校時における安全の確保・生徒指導などに対する配慮が特に必要です。したがって、保護者はこれらを正しく理解するとともに、学校の指導体制についての協力が必要となります。

(2) 補足事項

① 登校時の見守り

毎日、学年ごとに割り当てを決めて、登校時、児童・生徒が下車する学校の最寄りのバス停付近での見守りのご協力をいただいております。

② 公共交通機関の利用に関するご家庭での指導

一般のお客様にご迷惑をおかけしないよう、公共交通機関の利用の仕方を含めた公共マナーについてご家庭でも指導していただきます。また、自力で安全に利用ができるよう、発達段階に応じて、事前に練習が必要な場合もあります。

塾や習い事に通うために、下校が通常の経路と異なることがある場合は、「下校時の通塾等についての届」の提出が必要となります。

③ 早退時、引き取り下校時のお迎え

原則として、保護者の送り迎えは禁止となっておりますが、体調不良等による早退時や引き取り下校実施時等には、原則、保護者のお迎えによる下校となります。お子さまの健康、安全のため、お迎えまでの学校での待機が長時間とならないよう、ご協力をいただいております。

④ 携帯電話・スマートフォンの使用に関するご家庭での指導

「持参許可願」を事前に提出していただいた上で、お子さまが所持することができます。ただし、お子さまが校内にいる間は電源を切り、カバンにしまうルールとなっておりますので、校内にいる間は、直接やりとりをすることはできません。また、公共交通機関の利用中はもちろんのこと、緊急時以外は使用しないようにご家庭でも指導していただきます。

⑤ PTA活動

「小規模特認校」であることから、一般的な学校よりも家庭数が少ないため、学校の運営には全ご家庭のご協力が不可欠です。登校時の見守りをはじめ、各行事のサポート（受付業務や駐車場の整理等）のご協力をお願いしています。



4. 短期間の転入学および生活指導上の条件

(1) 短期間の転入学および生活指導上の条件

(札幌市教育委員会ホームページ・特認校のしおりで規程)

特認入学の期間は、1年以上の通年通学の場合に限るものとし、夏季間または冬季間など、一定の学期に限定した短期間の転入学は認めません。また、保護者から児童・生徒が離れ、同一生計を維持していない、単独での転入学は認められません。

(2) 補足事項

- ① 上記の条件により、9年生での転入学は認められておりません。
- ② 同様に、体験を目的としていたり、一時的な保護者の転居に伴ったりといった短期間の転入学も認められておりません。

5. 特認入学の取消

(1) 特認入学の取消

(札幌市教育委員会ホームページ・特認校のしおりで規程)

特認入学を許可した後において、申請の事実と異なり、または特認入学の趣旨・目的に添わない事由が生じ支障があると認められるときは、特認入学を取り消すことがあります。

(2) 補足事項

- ① 特認入学が取り消しとなった場合は、年度途中であっても、原則、居住地の本来校区の小学校、または中学校に転入することになります。



V. 応募日程・要領

1. 日程

(1) 令和8年4月の新入学、転入学を希望される場合（新1年生、新中学校1年生）

- ① お電話による学校個別見学希望の受付・・・・・・・・・・令和7年 7月1日 ～12月6日
- ② 学校個別見学の実施・・・・・・・・・・令和7年 7月上旬 ～12月上旬
- ※ 以下、学校個別見学終了後
- ③ お電話による新入学、転入学希望の受付・・・・・・・・・・令和7年12月上旬 まで
- ④ 関係書類の提出・・・・・・・・・・令和8年 1月中旬 まで
- ⑤ 校長面談の実施・・・・・・・・・・令和8年 1月下旬 ころ

(2) 今年度中の転入学を希望される場合（現小学校1年生～現中学校2年生）

- ① お電話による学校個別見学希望の受付・・・・・・・・・・随 時（令和7年6月下旬～2月中旬）
- ② 学校個別見学の実施・・・・・・・・・・令和7年 6月下旬～2月中旬
（4～6月中旬、2月下旬は、年度替わりのため、原則、見学・受付を行っていません）
- ※ 以下、学校個別見学終了後
- ③ お電話による転入学希望の受付・・・・・・・・・・原則、学校個別見学終了後、2週間以内
- ④ 関係書類の提出・・・・・・・・・・原則、転入学希望受付後、1週間以内
- ⑤ 校長面談の実施・・・・・・・・・・原則、関係書類提出後、1週間以内

※ 7年生の4月から通学する場合も転入学の扱いとなります。

※ 新入学、転入学の手続きには、学校個別見学、必要書類の準備、校長面談等、ある程度の日数を要します。
所定の期間、期日に間に合うよう、余裕をもってご検討ください。

※ 遠隔地にお住まい等、所定の期間内での来校や手続きが難しい事情がある場合は、随時、ご相談ください。

※ 学校行事や会議、研修等により、所定の期間内でも対応ができない場合もございます。ご了承ください。



2. 要 領

(1) お電話による受付（学校見学希望・新入学、転入学希望）

① 日 時 所定の受付期間内の、平日9：00～16：30

② 要領・留意点

- ・ お子さまのお名前や保護者のご連絡先、見学、を希望されている経緯等を伺います。
- ・ 受付時間内であっても、学校行事や会議、研修等によって、お電話での対応ができない場合もございます。ご了承ください。
- ・ 事前に学校ホームページで入学条件等についてご確認ください。

(2) 学校個別見学

① 日 時 所定の受付期間内の、平日**①**10：00～と**②**14：00～
(**①②**ともに1時間から1時間半程度)

② 要領・留意点

- ・ お子さまと保護者でご来校いただきます。
- ・ 校舎施設、授業の様子等をご覧いただいた後、新入学、転入学を検討されている状況をお聞きし、学校の概要についてご説明いたします。
- ・ 上靴、筆記用具をご持参ください。
- ・ 学校個別見学の実施期間内であっても、学校行事や会議、研修等によって、実施ができない日もございます。ご了承ください。

(3) 校長面談

① 日 時 所定の期間内の、平日10：00～16：00
(上記の時間帯内で、事前事後の説明等を含め1時間程度)

② 要領・留意点

- ・ お子さまと保護者（原則、ご両親）でご来校いただきます。
- ・ お子さまと保護者に入学の意思、希望理由、学校生活における目標等についてお聞きします。
- ・ 上靴、筆記用具をご持参ください。

(4) 関係書類

① 学校個別見学时

- ・【学校見学受付票】 ～ お子さまの氏名、現住所、見学の理由等を記入

② 新入学、転入学申請時

- ・【入学希望調査書】 ～ お子さまの氏名、生年月日、家族構成、入学の希望理由等を記入
- ・【通学状況届】 ～ 通学経路、通学距離、通学時間等を記入、福移学園を經由して教育委員会に提出

③ 新入学、転入学決定後

- ・【指定変更願】 ～ 指定校区の学校を変更して福移学園に通学する旨を記入、福移学園を經由して教育委員会に提出
- ・【入学通知書】 ～ 新入学が確定後に、教育委員会から自宅に送付
- ・【在学証明書】 ～ 転入学が確定後に、在籍校が発行（転入学の場合のみ）
- ・【教科用図書給与証明書】 ～ 転入学が確定後に、在籍校が発行（転入学の場合のみ）